

## 平成25年草加市議会9月定例会 市長提出議案等一覧

### 【議案】

- 第52号議案 平成24年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第54号議案 平成24年度草加市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第55号議案 平成24年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第56号議案 平成24年度草加市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第57号議案 平成24年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第58号議案 平成24年度草加市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第59号議案 平成24年度草加市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第60号議案 平成24年度草加市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第61号議案 平成24年度草加市水道事業決算の認定について
- 第62号議案 平成24年度草加市立病院事業決算の認定について
- 第63号議案 平成25年度草加市一般会計補正予算（第2号）
- 第64号議案 平成25年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成25年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第66号議案 平成25年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 平成25年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第68号議案 平成25年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第69号議案 平成25年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第70号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第71号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第72号議案 草加市後期高齢者医療に関する条例及び草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第73号議案 草加都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第74号議案 草加市立病院修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

- 第75号議案 草加市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第76号議案 草加市駐輪場条例の制定について
- 第77号議案 草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業施行規程の制定について
- 第78号議案 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第79号議案 債権の放棄について
- 第80号議案 訴訟上の和解について
- 第81号議案 指定管理者の指定について

### 【報告】

- 第19号報告 専決処分の報告について
- 第20号報告 専決処分の報告について
- 第21号報告 平成24年度健全化判断比率の報告について
- 第22号報告 平成24年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第23号報告 平成24年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第24号報告 平成24年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第25号報告 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第26号報告 アコス株式会社第24期事業計画及び事業収支予算書の提出について
- 第27号報告 アコス株式会社第23期事業報告書の提出について

### 【請願】

- 請願第 3号 草加地区保護司会更生保護サポートセンターの設置について

# 議案

## 第63号議案 平成25年度草加市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度草加市一般会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 67,750,567千円

歳入・歳出補正予算額 746,551千円

補正後の歳入・歳出予算額 68,497,118千円

補正予算の主な内容

歳入	※丸番号については、歳出事業と歳入の特定財源を表したもの		(千円)
款	補正額	主 な 内 容	
9 地方交付税	125,991	・ 普通交付税	125,991
11 分担金及び負担金	802	①草加市八潮市消防広域化事業負担金	802
12 使用料及び手数料	10,482	②駐輪場使用料	9,624
		③放置自転車撤去手数料	858
13 国庫支出金	20,143	④介護保険災害臨時特例補助金	734
		⑤社会資本整備総合交付金（都市公園事業）	△ 88,543
		⑥社会資本整備総合交付金(都市公園安全・安心対策支援事業)	△ 36,000
		⑦学校施設環境改善交付金	△ 4,510
		・ 地域の元気臨時交付金	148,462
14 県支出金	△ 8,178	⑧保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	17,268
		⑨緊急雇用創出基金市町村事業費補助金(消費労政課)	△ 5,945
		⑩消費者行政活性化補助金	2,030
		⑪緊急雇用創出基金市町村事業費補助金(建設管理課)	△ 12,957
		⑫緊急雇用創出基金市町村事業費補助金(みどり公園課)	△ 9,491
		⑬消防広域化検討組織設立・運営支援事業費補助金	917
17 繰入金	△ 980,488	・ 財政調整基金繰入金	△ 1,137,858
		⑭公共施設整備基金繰入金	△ 10,873
		⑮みどりのまちづくり基金繰入金	168,243
18 繰越金	3,378,545	・ 繰越金	3,378,545
20 市債	△ 1,800,746	・ 放課後児童クラブ施設整備事業債	△ 37,600
		・ 道路整備事業債	△ 472,400
		・ 排水路整備事業債	△ 446,300
		・ 排水施設整備事業債	△ 33,900
		・ 新田駅西口排水管整備事業債	△ 20,000
		・ 氷川町第二次地区整備事業債	△ 63,100
		・ 街路整備負担金事業債	△ 22,600
		⑯公園整備事業債	△ 43,700

款	補正額	主 な 内 容
		・ 今様・草加宿道路整備事業債 <span style="float:right">△ 111,600</span>
		・ 今様・草加宿排水施設整備事業債 <span style="float:right">△ 42,400</span>
		⑰今様・草加宿公園整備事業債 <span style="float:right">△ 68,400</span>
		・ 消防施設等整備事業債 <span style="float:right">△ 84,900</span>
		⑱防災基盤整備事業債 <span style="float:right">△ 15,700</span>
		・ 校舎改築事業債 <span style="float:right">△ 148,500</span>
		・ (仮称)谷塚西文化センター建設事業債 <span style="float:right">△ 239,000</span>
		・ 臨時財政対策債 <span style="float:right">49,354</span>
合 計	746,551	

歳 出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容
2 総務費	1,226,226	・ 公有財産管理事業〔管財課〕 <span style="float:right">△ 550</span>
		・ 庁舎建設基金積立金〔庁舎建設準備室〕 <span style="float:right">700,550</span>
		・ 財政調整基金積立金〔財務調整課〕 <span style="float:right">439,382</span>
		・ 本庁舎建設事業〔庁舎建設準備室〕 <span style="float:right">19,240</span>
		・ 市税徴収推進事業〔納税課〕 <span style="float:right">589</span>
		・ 収納管理事務事業〔納税課〕 <span style="float:right">67,015</span>
		②③放置自転車等対策推進事業〔財源振替〕 <span style="float:right">0</span>
3 民生費	△ 639,531	・ 後期高齢者医療広域連合事務事業〔後期高齢者・重心医療課〕 <span style="float:right">△ 347</span>
		・ 老人保健事業清算事務事業〔後期高齢者・重心医療課〕 <span style="float:right">1,976</span>
		・ 国民健康保険特別会計繰出金〔保険年金課〕 <span style="float:right">△ 592,668</span>
		・ 介護保険特別会計繰出金〔長寿・介護福祉課〕 <span style="float:right">△ 66,494</span>
		④介護サービス利用者負担額軽減支援事業(原発被災関連)〔長寿・介護福祉課〕 <span style="float:right">734</span>
		⑧民間保育推進事業〔保育課〕 <span style="float:right">17,268</span>
		・ 放課後児童健全育成事業〔財源振替〕 <span style="float:right">0</span>
4 衛生費	6,300	・ 廃棄物処理事業〔廃棄物資源課〕 <span style="float:right">6,300</span>
5 労働費	0	⑨(緊急雇用)再就職支援パソコンセミナー事業〔財源振替〕 <span style="float:right">0</span>
7 商工費	7,032	・ 緊急経済対策事業〔産業振興課〕 <span style="float:right">5,000</span>
		⑩消費者啓発事業〔消費労政課〕 <span style="float:right">2,032</span>
8 土木費	160,013	⑪(緊急雇用)橋りょう台帳電子化事業〔財源振替〕 <span style="float:right">0</span>
		・ 道路舗装改良事業〔道路課〕 <span style="float:right">20,930</span>

款	補正額	主 な 内 容
		・ 排水路整備事業[財源振替] 0
		・ 排水施設整備事業[財源振替] 0
		・ 新田駅東口地区市街地整備事業[地域整備課] 485,589
		・ 新田駅西口地区市街地整備事業[財源振替] 0
		・ 新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課] △ 50,803
		・ 氷川町第二次土地区画整理地内環境整備事業[財源振替] 0
		・ 新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[地域整備課] △ 30,116
		・ 広域幹線道路整備促進事業[財源振替] 0
		⑤⑧⑮⑯公園広場等整備事業[みどり公園課] 6,000
		⑧⑯公園広場等維持管理事業[みどり公園課] △ 66,000
		⑳(緊急雇用)公園広場等夜間警備事業[財源振替] 0
		・ 公共下水道事業特別会計繰出金[河川課] △ 205,587
		⑤⑮⑰今様・草加宿綾瀬川左岸広場再生整備事業[財源振替] 0
		・ 今様・草加宿排水施設整備事業[財源振替] 0
		・ 今様・草加宿道路整備事業[財源振替] 0
9 消防費	△ 18,060	①③⑯草加市八潮市消防広域化事業[総務課] △ 18,060
		・ 消防署車両整備事業[財源振替] 0
		・ 消防団活動体制整備事業[財源振替] 0
10 教育費	4,571	・ 学校維持管理運営事業(小学校)[総務企画課] 17,290
		・ 栄小学校校舎等改築事業[財源振替] 0
		⑦⑭トイレ環境改善整備事業(小学校)[施設課] △ 12,719
		・ (仮称)谷塚西文化センター建設事業[財源振替] 0
合 計	746,551	

・繰越明許費の補正 2事業

(千円)

分 類	繰 越 事 業	繰 越 額
通常事業 2事業	・ 本庁舎建設事業[庁舎建設準備室]	18,795
	・ 廃棄物処理事業[廃棄物資源課]	6,300

・債務負担行為

追加(新規設定分) 障害社会福祉施設管理運営事業(障害者就労訓練農場 平成26年度～平成29年度)  
限度額 12,480千円

追加(新規設定分) 英語教育・国際理解教育推進事業(平成25年度～平成26年度)  
限度額 40,601千円

**第64号議案** 平成25年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 6,841,490千円

歳入・歳出補正予算額 630千円

補正後の歳入・歳出予算額 6,842,120千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
1 分担金及び負担金	0	・ 受益者負担金(現年度分)	0
4 繰入金	△ 205,587	・ 一般会計繰入金	△ 205,587
5 繰越金	206,217	・ 繰越金	206,217
合 計	630		

歳出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
1 総務費	630	・ 受益者負担金賦課徴収事業	630
3 公債費	0	・ 地方債償還元金	0
合 計	630		

**第65号議案** 平成25年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 546,864千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 546,864千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
4 繰入金	△ 50,803	・ 一般会計繰入金	△ 50,803
5 繰越金	50,803	・ 繰越金	50,803
合 計	0		

**第66号議案** 平成25年度草加都市計画事業新田駅西口地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度草加都市計画事業新田駅西口地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 105,358千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 105,358千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
4 繰入金	△ 30,116	・ 一般会計繰入金	△ 30,116
6 繰越金	30,116	・ 繰越金	30,116
合 計	0		

**第67号議案** 平成25年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成25年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 26,929,736千円

歳入・歳出補正予算額 290,074千円

補正後の歳入・歳出予算額 27,219,810千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
6 前期高齢者交付金	△ 250,495	・ 前期高齢者交付金	△ 250,495
10 繰入金	△ 592,668	・ 療養給付費助成金	△ 592,668
11 繰越金	1,133,237	・ 繰越金	1,133,237
合計	290,074		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
2 保険給付費	0	・ 保険給付事業	0
3 後期高齢者支援金等	0	・ 後期高齢者支援金等	0
4 前期高齢者納付金等	0	・ 前期高齢者納付金等	0
11 諸支出金	290,074	・ 過年度補助金返納金	290,074
合計	290,074		

**第68号議案** 平成25年度草加市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成25年度草加市介護保険特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 10,067,386千円

歳入・歳出補正予算額 206,035千円

補正後の歳入・歳出予算額 10,273,421千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	
3 国庫支出金	4,411	① 介護給付費負担金(過年度分)	4,153
		② 介護保険災害臨時特例補助金	258
7 繰入金	△ 66,494	・ 介護給付費繰入金(現年度分)	△ 51,633
		・ 地域支援事業費繰入金(介護予防事業)	△ 3,334
		・ 地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)	△ 596
		・ その他一般会計繰入金(事務費等繰入金・一般財源事業繰入金)	△ 10,931
8 繰越金	268,118	・ 繰越金	268,118
合計	206,035		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	
1 総務費	2,525	・ 介護保険一般事務	2,525
2 保険給付費	258	・ 居宅介護サービス給付事業	258
5 基金積立金	150,734	・ 介護給付費準備基金積立金	150,734
7 諸支出金	52,518	・ 償還金	52,518
合計	206,035		

**第69号議案** 平成25年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成25年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額 1,997,098千円

歳入・歳出補正予算額 9,269千円

補正後の歳入・歳出予算額 2,006,367千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

款	補正額	主な内容	(千円)
2 繰入金	△ 347	・ 事務費繰入金	△ 347
3 繰越金	9,616	・ 繰越金	9,616
合計	9,269		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	(千円)
1 総務費	1,575	・ 一般管理費	1,575
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	7,694	・ 後期高齢者医療広域連合納付金	7,694
合計	9,269		



## 第70号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

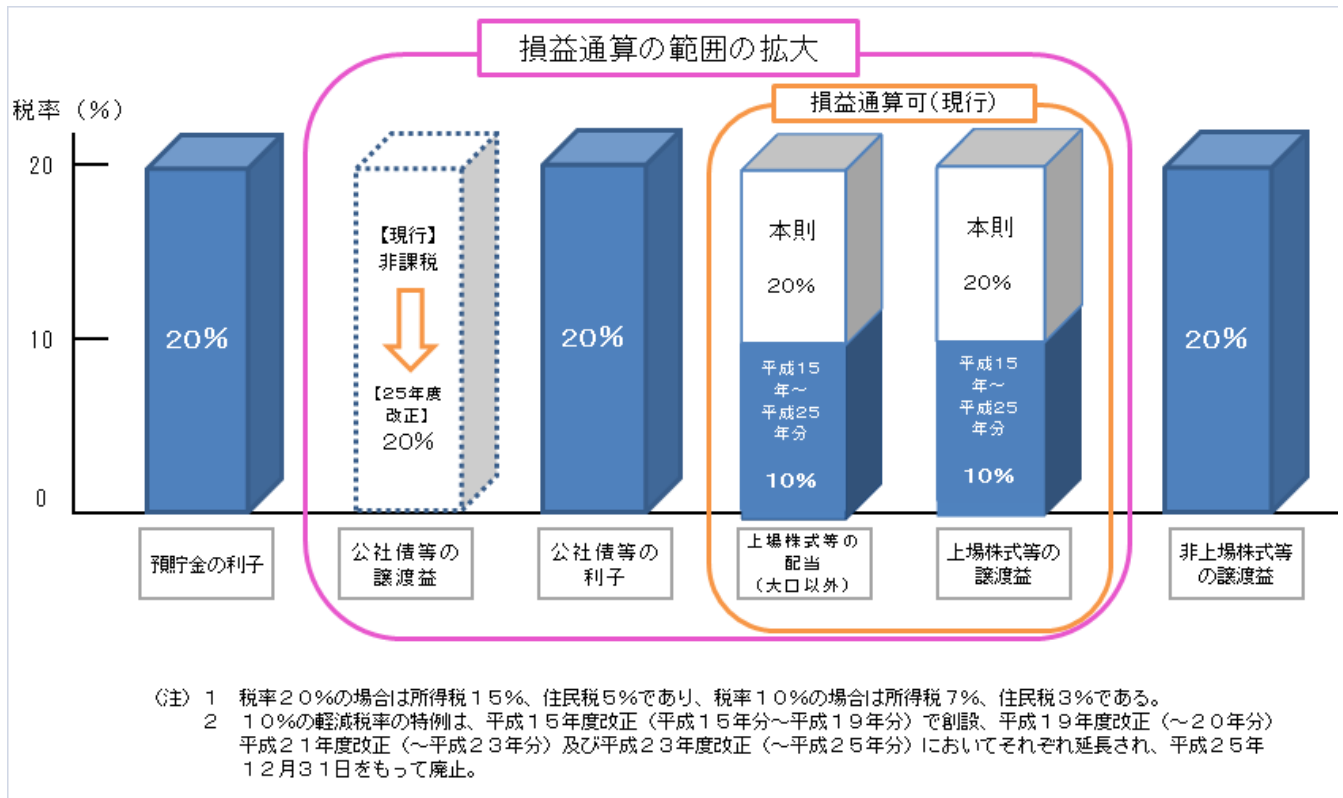
### 1 目的

地方税法の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、延滞金の割合の引下げ等を行うものです。

### 2 内容及び施行期日

#### (1) 金融所得課税の一体化等【施行期日：平成29年1月1日】

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税を、次のとおり変更します。



(2) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充【施行期日：平成27年1月1日】

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用対象者を平成25年入居者までから平成29年入居者までに延長し、所得税での住宅借入金特別控除で控除しきれなかった額を次表の控除限度額の範囲内で個人市民税から税額控除します。

居住年	現行 (～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最大97,500円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最大97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最大136,500円)

※ 平成27年度以降の個人市民税の減収額は全額国費補填となります。

(3) 延滞金の割合の引下げ【施行期日：平成26年1月1日】

現行の特例基準割合：商業手形の基準割引率（旧公定歩合）＋4%

改正後の特例基準割合：貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均  
＋1%

	本則	現行の特例	改正後の特例
延滞金	14.6%		<u>特例基準割合</u> ＋7.3% 【 9.3% 】
納期限後1月以内	7.3%	<u>特例基準割合</u> (平成25年：4.3%)	<u>特例基準割合</u> ＋1% 【 3% 】

【 】の数值は貸出約定平均金利が1%の場合

(4) 個人市民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し【施行期日：平成28年10月1日】

年間を通じた特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とします。《仮徴収額と本徴収額の算定方法》

現行

仮徴収額=前年度分の本徴収額  
(徴収月:4・6・8月)  
本徴収額=(年税額-仮徴収額)  
(徴収月:10・12・2月)

➔

改正後

仮徴収額=前年度分の年税額×1/2  
(徴収月:4・6・8月)  
本徴収額=(年税額-仮徴収額)  
(徴収月:10・12・2月)

※ 徴収1回当たりの徴収額は、本徴収額(仮徴収額)を徴収回数で除して得た額

(例)65歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税=60,000円(所得割額:56,000円、均等割:4,000円)、妻は非課税)

年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない

【改正後】年税額が2年連続で同額の場合、平準化

(5) ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し【施行期日：平成26年1月1日】

平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、復興特別所得税額も軽減されることも踏まえて、ふるさと寄附金に係る特別控除額を見直します。

【現行制度】

寄附金額50,000円				
適用 下限額 2,000円	<p>【所得税分】 (50,000円-2,000円) ×20% (所得税の限界税率)</p> <p>48,000円×0.2=9,600円</p>	<p>【住民税分】 税額控除(基本分) (50,000円-2,000円) ×10% (住民税率)</p> <p>48,000円×0.1=4,800円</p>	<p>【住民税分】 税額控除(特例分) (50,000円-2,000円) ×{(100%-10% (住民税率))-20% (所得税の限界税率)}</p> <p>48,000円×0.7=33,600円</p>	<p>【住民税分】 4,800円+33,600円=38,400円</p>
2,000円	9,600円+38,400円=48,000円			
※ 税額控除(特例分)は住民税所得割額の10%が上限				

【改正後】

寄附金額50,000円				
適用 下限額 2,000円	<p>【所得税分】 (50,000円-2,000円) ×20% (所得税の限界税率)</p> <p>48,000円×0.2=9,600円</p>	<p>【所得税分】 復興特別 所得税分 ※ 200円</p>	<p>【住民税分】 税額控除(基本分) (50,000円-2,000円) ×10% (住民税率)</p> <p>48,000円×0.1=4,800円</p>	<p>【住民税分】 税額控除(特例分) (50,000円-2,000円) ×{(100%-10% (住民税率)) - (20% (所得税の限界税率) × 1.021)}</p> <p>48,000円 × (90%-20.42%) = 48,000円 × 69.58% = 33,400円</p>
	【所得税分】 9,600円+200円=9,800円		【住民税分】 4,800円+33,400円=38,200円	
2,000円	9,800円+38,200円=48,000円			
※ 復興特別所得税分 = 【所得税分】 × 2.1% 9,600円 × 0.021 = 200円 (100円未満切捨)				

	所得税控除額	住民税控除額			控除額合計
		住民税合計	(うち市民税)	(うち県民税)	
現行	9,600円	38,400円	23,040円	15,360円	48,000円
改正後	9,800円	38,200円	22,920円	15,280円	48,000円
差額	200円増	200円減	<b>120円減</b>	80円減	<b>変化なし</b>

上記の例の場合、市民税の控除額が120円減額となります。(=市民税の120円増収)

※ 市民にとっては、所得税と住民税をあわせた控除額合計に変化がないため、税負担は変わりません。

(6) **都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置【施行期日：公布の日】**

課税標準の軽減率について、国が一律で定めていた2/3を地方自治体が参酌し、1/2以上5/6以下の範囲において条例で定めることができるものを2/3と定めます。

(7) **東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象の整理【施行期日：平成26年1月1日】**

居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者が当該家屋を譲渡したときに軽減税率の特例措置が講じられていますが、その対象者を、その家屋を相続した者（当該家屋に居住していた者に限ります。）についても適用できるように明記します。

(8) **草加市行政手続条例に基づく処分に係る理由附記事項の変更【施行期日：公布の日】**

市税に係る不利益処分等を行う場合、その理由について附記するよう変更します。

**第71号議案** 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

地方税法の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等を行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) **金融所得課税の一体化等【施行期日：平成29年1月1日】**

(2) **東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象の整理【施行期日：平成26年1月1日】**

(3) **草加市行政手続条例に基づく処分に係る理由附記事項の変更【施行期日：公布の日】**

これらの内容については、上記の草加市税条例の一部を改正する条例と同じものです。

**第72号議案** 草加市後期高齢者医療に関する条例及び草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

**第73号議案** 草加都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について

**第74号議案** 草加市立病院修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 目的

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の引下げを行うものです。

### 2 内容

現行の特例基準割合: 商業手形の基準割引率（旧公定歩合）+ 4%

改正後の特例基準割合: 貸出約定平均金利の前々年10月から前年9月における平均+ 1%

#### (1) 後期高齢者医療保険料及び介護保険料

	本則	現行の特例	改正後の特例
延滞金	14.6%		<u>特例基準割合</u> +7.3% 【 9.3% 】
納期限後3月以内	7.3%	<u>特例基準割合</u> (平成25年: 4.3%)	<u>特例基準割合</u> +1% 【 3% 】

【 】の数值は貸出約定平均金利が1%の場合

#### (2) 下水道事業受益者負担金

	本則	改正後の特例
延滞金	14.5%	<u>特例基準割合</u> +7.25% 【 9.25% 】
納期限後1月以内	7.25%	<u>特例基準割合</u> +1% 【 3% 】

【 】の数值は貸出約定平均金利が1%の場合

#### (3) 修学資金（貸与した修学資金を返還してもらう場合）

	本則	改正後の特例
延滞金	14.6%	<u>特例基準割合</u> +7.3% 【 9.3% 】

【 】の数值は貸出約定平均金利が1%の場合

### 3 施行期日

平成26年1月1日から施行します。

**第75号議案** 草加市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

草加市立谷塚西公民館の建て替えに伴い、新たに市民の生涯学習の拠点として草加市立新里文化センターを設置するため、施設の名称及び位置を変更し、使用料を改定するものです。

2 内容

(1) 名称及び位置

名称：草加市立新里文化センター

位置：草加市新里町983番地

(2) 使用料

施設名	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
	2時間当たり	2時間当たり	2.5時間当たり	全日
ホール	1,010円	1,210円	1,520円	6,080円
第1会議室	240円	280円	350円	1,410円
第2会議室	360円	440円	540円	2,170円
第3会議室	300円	350円	440円	1,760円
和室	180円	220円	270円	1,090円
調理室	410円	500円	620円	2,480円
実習室	240円	280円	350円	1,410円

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

**第76号議案** 草加市駐輪場条例の制定について

1 目的

自転車等の利用者の利便を図るとともに、歩行者の安全で円滑な通行及び駅前周辺の良好な生活環境を確保するため、駐輪場を設置するものです。

2 内容

(1) 名称及び駐輪料金

名称	駐車料金	
	料金（規則で規定予定）	上限等
草加駅東口短時間駐輪場	2時間経過後、2時間ごとに100円 （原動機付自転車等は200円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入庫1回当たり500円 （原動機付自転車等は1,000円）</li> <li>・ 連続して使用できる時間：48時間まで</li> </ul>
草加駅西口短時間駐輪場	3時間経過後、3時間ごとに100円 （原動機付自転車等は200円）	

## (2) 管理

駐輪場は、市が管理します。

## (3) 供用時間

駐輪場の供用時間は、午前0時から午後12時まで（24時間）とします。

## (4) 違反自転車等に対する措置

違反して駐輪している自転車等に対しては、駐輪場から撤去を行います。また、撤去された者は、駐輪料金と撤去費用【自転車：1台2,000円、原動機付自転車等：1台3,000円】を支払わなくてはなりません。（撤去費用は、草加市自転車の放置防止に関する条例に基づき撤去した費用と同額です。）

## 3 施行期日

草加駅東口短時間自転車駐輪場：公布の日から起算して4月を超えない範囲内で規則  
で定める日から施行します。

草加駅西口短時間自転車駐輪場：平成25年10月15日

## **第77号議案** 草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業施行規程の制定について

### 1 目的

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業を施行するため、施行規程を定めるものです。

### 2 内容

#### (1) 総則

事業の名称：草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業

施行地区に含まれる地域の名称：草加市金明町の一部

事務所の所在地：草加市高砂一丁目1番1号（草加市役所内）

#### (2) 費用の負担

公共施設管理者負担金及び国庫補助金を除き施行者（市）が負担します。

#### (3) 土地区画整理審議会

学識経験者、宅地所有者及び借地権者からなる審議会（定数10人・任期5年）を設置します。

#### (4) 地積の決定方法

換地及び清算金の額を定めるときの基準地積については、この条例の施行日における登記地積（施行日において登記されていない場合は、施行者（市）が実測した地積）とします。

(5) 評価員

評価員（定数3人）を置きます。

(6) 清算

従前の権利価額と換地の価額との差額とします。

3 施行期日

事業計画決定の公告の日から施行します。

**第78号議案** 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

電線共同溝に係る占用料を徴収するとともに、道路法施行令の一部改正に伴う条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく占用料の徴収のための条文の整備  
(なお、占用料については、他の電線及び路上に設置する変圧器と同様の金額です。)

電線：長さ1メートルにつき1年 6円

路上に設置する変圧器：1個につき1年 720円

- (2) 道路法施行令の一部改正に伴う条文の整備

引用条文の移動

3 施行期日

平成25年10月1日から施行します。

**第79号議案** 債権の放棄について

1 概要

草加市一般会計における住宅資金貸付金滞納繰越金の一部について、債権の放棄をしたいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 内容

- (1) 債権の内容 昭和60年3月12日に市が貸し付けた住宅資金貸付金の残額

- (2) 債権額 5,844,724円



## 第80号議案 訴訟上の和解について

### 1 事件の概要

草加市花栗四丁目935番地1の花栗自動車排出ガス測定局に大気常時監視自動計測器を設置するため、平成19年11月22日に実施した入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為により紀本電子工業株式会社が草加市に対して損害を与えたため、草加市は、同社に対し、平成23年11月11日東京高等裁判所に金2,501,100円の支払いを求める訴訟を提起しました。

その後、東京高等裁判所において訴訟を進める中で、被告から和解の提案が行われ、その提案に基づき平成25年7月29日同裁判所において当事者間の合意が形成されたものです。

### 2 和解の相手方

被告

大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番1号

紀本電子工業株式会社

代表取締役 紀本 岳志

### 3 和解の要旨

和解金額：1,197,000円 【契約金額(3,990,000円)の30%】

支払期間：10年分割払い

## 第81号議案 指定管理者の指定について

管理を行わせる施設	指定管理者	期間
草加市障害者就労訓練農場	東京都千代田区大手町二丁目6番4号 株式会社パソナハートフル 代表取締役社長 深澤 旬子	平成25年11月1日から 平成30年3月31日まで (4年5カ月)

## **報 告**

### **第19号報告** 専決処分の報告について

#### 1 事故の概要

平成25年5月2日午前11時頃、維持補修課の職員が公務のため公用車で市道2014号線を走行中、草加市中根一丁目32番8号地先の八幡町交差点を左折しようとした際、対向してきた自転車と接触し、自転車を損傷するとともに、自転車を運転していた者を負傷させたものです。

#### 2 損害賠償の額

31,110円

#### 3 専決処分日

平成25年7月19日

### **第20号報告** 専決処分の報告について

#### 1 事故の概要

平成25年5月20日午前11時20分頃、維持補修課の職員が公務のためダンプで県道松戸草加線を走行中、草加市吉町四丁目7番9号地先の吉町4丁目交差点を右折しようとした際、ダンプに積載していたバケツが落下し、対向してきたの普通乗用車と接触し、車両を損傷したものです。

#### 2 損害賠償の額

110,000円

#### 3 専決処分日

平成25年7月19日

### **第21号報告** 平成24年度健全化判断比率の報告について

### **第22号報告** 平成24年度草加市水道事業会計資金不足比率の報告について

### **第23号報告** 平成24年度草加市立病院事業会計資金不足比率の報告について

### **第24号報告** 平成24年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計資金不足比率の報告について

### **第25号報告** 平成24年度草加市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

### **第26号報告** アコス株式会社第24期事業計画及び事業収支予算書の提出について

### **第27号報告** アコス株式会社第23期事業報告書の提出について